■バリアフリー情報提供の努力義務化について

【現状・背景】

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の制定以後、ハード面のバリアフリー化に関しては一定の成果を挙げているが、整備された内容についての情報が一般に知られておらず、利用に結びつかないケースが見受けられる。

このため、福祉のまちづくり条例の趣旨に基づき、都市施設を「より出かけやすく、利用しやすく」 するため、条例に、当該施設のバリアフリー化に関する情報を、原則としてインターネットで公表す る規定を設ける。

項目	内容(案)	
用途・規模	バリアフリー法で適合義務がかかる用途・規 展示場 飲食店 物品販売業を営む店舗 サービス業を営む店舗 病院又は診療所 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ホテル又は旅館 特別支援学校 集会場又は公会堂 など 19 の特別特定建築物	模に対して努力義務 床面積の合計 2,000 平方 メートル以上の規模
対象	新築・既存を問わない(「所有者又は管理者」と規定)	
公表内容	府のHPで掲載している府有施設・市町村有施設の バリアフリー情報と同程度の内容を最低限公表 (1) 道等から建築物出入口までの段差の有無 (2) エレベーターの有無 (3) 車いす使用者用トイレの有無 (4) オストメイト対応設備の有無 (5) 授乳室の有無 (6) 乳幼児設備(ベビーチェア及びベビーシート)の有無 (7) 車いす使用者用駐車場の有無 (8) 案内設備または案内所の有無 (9) 駐車場の有無	
表示方法	(1)高齢者等に分かりやすく表示 (2)整備されていない事項もその旨を表示	
公表方法	原則としてインターネットを利用するほか、パンフレット等に掲載	
備考	新築に関しては各特定行政庁及び指定確認検査機関を通じて周知、 既存については、業界団体等を通じて周知を図る。 公表後は大阪府に届出。大阪府のホームページと相互リンクを行う	